

清政

神道政治連盟京都府本部会報
平成14年6月8日発行(年2回発行)



Shinto Association of
Spiritual Leadership

御製
園児らと
たいさんぼくを
植ゑにけり
地震ゆりし島の
春ふかみつつ



危機感を共有し立ち上がろう！
神社祭典費等集金訴訟判決を考える
建国記念の日奉祝京都大会報告
青年隊研修報告
事務局からの活動報告
有村治子先生講演会報告

32°

危機感を共有し 立ち上がろう！



神道政治連盟京都府本部
本部長 田中 恆清

信念を曲げた 小泉首相？

既に旧聞に属するが、
昨年八月、小泉首相は当初
明言していた十五日の靖國神社参
拜を急遽繰り上げ、十三日に参拜を
行った。いつもの事ながら、小泉首
相も歴代総理同様近隣諸国への配慮
と称する外圧によって、また反日的
集団の執拗な反対運動とそれを扇動
し悪乗りを続ける朝日を始めとする
反日的マスコミによって、遂にその
信念とやらを曰く“熱慮”の末曲げ
てしまったのである。

そしてその後は予定通り、件の愛
媛靖國訴訟の原告団を中心としたプ
ロ訴訟集団が、福岡、大阪、愛媛、

千葉、東京で国代表者森山法務大臣
及び小泉首相(個人を含む)、もし
て何と靖國神社湯澤宮司を相手取り
訴訟に及んだのである。

反対運動は 参拝妨害である。

各府県においての原告の主な請求
事項は、(一)首相の靖國神社公式
参拝の違憲確認、(二)精神的苦痛に
対する損害賠償請求、(三)首相の靖
國神社公式参拝の差し止め、そして
極め付けは、(四)靖國神社に対し首
相の公式参拝の受け入れ拒否の請
求、という暴論である。

言うまでもなく、靖國神社を始め
とする全国の神社は思想信条の如何
は勿論のこと、何時でも誰でも自由
に参拝できるところであり、参拝の
受け入れを拒否せよなどと、靖國神
社への参拝妨害以外の何ものでもな
いかかる訴訟は、断じて容認できる
ものではない。

この際全国の神社神道信奉者を始
め良識ある大多数の国民が、大同団

今という時
Reflect the times

「神社祭典費等 集金訴訟」判決を 考える。



結して斯かる御祭神を冒瀆する暴挙に厳しい対抗措置を講じる必要がある。そして既に心ある弁護士や有志の方々が「靖國神社を被告席から救おう」と立ち上がり前述訴訟に補助参加するため大阪地裁に対し申出書を提出されたと聞いている。もう黙して語らずではこの国は崩壊してしまうのであり、我々は危機感を共有し、この現状を多くの氏子崇敬者に伝える責任と義務があると思うのである。

一日も早い参拝の定着化を望む。

固より我々神社関係者は、以前より八月十五日及び春秋の例大祭への参拝は望むところであり当然のことと考えているが、天下のマスコミ様方を差し置いての、それこそ突然の

日付朝刊一面トップ。毎日新聞は「姑息・納得できぬ」と、何れも憤懣やるかたなき怒りを露わにした見出しであったが、参拝、内外をあっど驚かす結果となった。

一日も早い 参拝の定着化を望む。

参拝決行は、産経新聞が報ずるよう「真情貫き孤独な決断」であったと私も思う。そしてこれを機として、春秋の例大祭参拝を慣例としつつ、八月十五日の公式参拝をぜひ共実現し定着化していただきたい。そしてその日が一日も速やかに来たらん事を、英霊達は心静かに待ち望んでおられると拝察するものである。

判決を考える

今という時

町内会費(区費)からの神社祭典費の支出を巡り、会費の支払いを拒否して自治会を除名された浄土真宗の僧侶とその妻が、自治会と自治会長を相手取り、会員としての地位の確認と「信教の自由を侵害され、差別を受けた」として損害賠償を求めて争われていた佐賀県鳥栖市

損害賠償の請求を破棄

今という時

判決結果は、原告の会員としての資格を確認したもの、損害賠償請求については自治会に不法行為は認められず原告にも非がある

「神社祭典費等集金訴訟」の一審判決が、去る四月十二日、佐賀地裁で言い渡されました。

入会受付中!!

神道政治連盟京都府本部では、新規会員を募集しています。会員の皆さまも、身近な方々にご入会をお勧めください。

- ・正会員 年会費2,000円(運営費を含む)
- ・有効会員 年会費3,000円(運営費を含む)

詳しくは、神道政治連盟京都府本部事務局までお問い合わせください。

電話 075-863-6677

FAX 075-863-6665

電子メール kyo-jin@mbox.kyoto-inet.or.jp



町内会運営 佐賀地裁 慰謝料請求

めり内会運 佐賀地裁 慰謝料請求

神社費 一括徴収

判決 信教の自由を

神社 見直し

「維持に支障」の 維持費を巡る問題が 信教の自由を

「画期的な」判決 男性は「憲法」

な判断 史・早稲田大教 教授（日本近代思想）の

として棄却されました。

さて、この判決が下されるや「神社費訴訟―自治会費で徴収違法―」あるいは「神社維持費込みの自治会費―徴収は違法―」などと一斉に報じられたため、自治会による神社関係費の集金自体が違法なのだという誤解を生じさせることとなり、神社界にも少なからぬ動揺が見られます。そこで、この判決内容を踏まえ、神社と自治会（町内会）の問題を整理しておきたいと思えます。

まずこの判決では、佐賀県鳥栖市の儀徳町区（町内会）の会費徴収について、次のように論理立てて「信教の自由」の侵害があったと結論づけています。

一 自治会は加入・脱退の自由な私的任意団体で、自治会と個人という私人間では直ちに憲法違反の問題が生じるわけではない。

二 しかし、被告自治会はその公共性が法的にも明確に位置付けられている上、その加入率の高さから事実上の全戸加入制で、加入・脱退の自由が大きく制限されており、強制加入団体に準ずる団体である。

三 そのような自治会が神社関係費の支出を一般会計と区別しないまま、一括して会費を徴収する方法を採っていたことは、宗教上の行為を強制するものであり、信教の自由を侵害し違法である。

この判決にはさまざまな問題点があります。原告、被告の双方とも控訴せず判決が確定したため、この事件について改めて司法の判断を求めることはできません。しかし重要なのは、この判決は佐賀県鳥栖市の儀徳町区が過去に採ってきた神社関係費の徴収方法（神社関係費を自治会費に含めて一括・強制的に徴収する方法）について違法と判示しただけで、自治会（町内会）が神社関係費を集金すること自体を違法と判示したわけではないということです。

自治会が神社祭典費を徴収しても何ら問題のないことは、昨年十二月に富山市内の町内会長の照会を受けて総務省自治行政局が出した回答でも明らかで、

その内容を参考に今後の留意事項を整理すると、概ね次のようになるでしょう。

一 自治会が私的任意団体であることは法律上も明らかで、自治会が神社関係費を徴収しても「政教分離原則」に違反するものではない。

二 しかし、地域住民の中に神社関係費を自治会費に含めて徴収することに違和感を覚える住民が存在することもあり得るので、そうした場合には徴収の際に神社関係費を併せて徴収する旨を明示、若しくは口頭で説明するなどして理解を得る。仮に理解が得られない場合は、その支払いを強制・強要しない。

三 自治会の神社関係費の取扱いに要らぬ誤解を招かないよう、自治会の一一般会計と神社関係を扱う会計を明確に分離しておく。

この判決を機に、奉務神社と自治会（町内会）の関係をもう一度確認するとともに、神社関係費を巡る問題が生じないよう事前の対策を講じておくことが望まれます。

（神道政治連盟中央本部事務局長 宮澤佳廣）

自治会の祭典費 徴収問題なし

今という時

自治会が神社祭典費を徴収しても何ら問題のないことは、昨年十二月に富山市内の町内会長の照会を受けて総務省自治行政局が出した回答でも明らかで、

建国・御誕生のお祝い 盛大に開催される

先ず以って、敬宮愛子内親王殿下の御誕生を心よりお祝い申し上げるとともに、皇室の益々の弥栄を心よりお祈り申し上げます。

さて平成十四年二月十一日、全国各地と同様に、ここ京都でも大勢の人々が集い奉祝行事を執り行いました。以下ご報告申し上げます。

当日、午後一時。京都市の京都産業会館シルクホールには日本の建国と敬宮愛子内親王殿下の御誕生を共にお祝いしようと神社界関係者とはもとより次々に参加者が集まってこられました。その数およそ六〇〇名。

午後二時、第一部式典開式、続いて神武天皇陵遙拝、皇居遙拝、国歌斉唱、紀元節の歌奉唱を執り収めた後、本大会実行委員会会長・林田悠紀夫氏が式辞を述べられました。

林田氏はアインシュタイン博士の日本礼賛の言葉を引用し、日本には武力や金力では決して得ることの出来ない崇高さ、つまり悠久の歴史に根ざす素晴らしく高度な精神性がある

ると述べられました。

続く青年の主張では京都

大学三回生・服部元憲君が

「共同体が崩壊した現代において、日本人として心をついにし、日本人であることを再確認出来るこの日は貴重な文化である」と力強く主張し、

決議文においては同志社大学三回生・石井一賢君朗読により「建国記念奉祝の念を以って戦後の全ての矛盾を払拭し、道義国家日本の復興への更なる前進を再確認し、誇り高き

国づくりに邁進すること」を誓いました。この後、一同声高らかに聖寿の万歳を行い、次いで本大会実行委員長・田中恆清氏より社団法人国旗協会主催の国旗のある絵画コンクール受賞者への表彰状と記念品の伝達

式が行われました（京都府からは、中嶋胡代美ちゃんと堀川麻由子ちゃんの二名が受賞）。

そして改めて田中恆清氏からご挨拶を戴き第一部閉式となりました。

閉式とな



「皆様方とともに、建国記念の日を祝い合いたいと思います」
—林田悠紀夫会長

平成14年 2月11日(祝) 午後2時
京都産業会館シルクホール

「建国記念の日奉祝京都大会」

慶祝・敬宮愛子内親王殿下 御誕生を言祝ぎて

COLUMN

御製を拝して。

園児らとたいさんぼくを植糸にけり
地震ゆりし島の春かみつつ

平成十四年正月「歌会始の儀」での御製です。宮内庁によれば、昨年四月、天皇陛下が阪神淡路大震災の被災地を皇后陛下と訪れられ、子供達と泰山木を植樹されたことを詠まれた御製のことです。泰山木がすくすくと生長し、大きな花を咲かせるように、復興事業が根付き、人々に幸せの花が咲くことを願われているように拝察致します。

さて、平成七年一月十七日の震災から間もない三十一日、両陛下お揃いで兵庫県をお見舞いに訪れられました。セーターとジャンパーの軽装で、体育館の床に膝をついて被災者にお声を掛けられ、痛みを分かち合いお励ましになる陛下のお姿、泣き崩れる女性を優しくお支えになる皇后陛下のお姿を有り難く覚えていらつしやる方も多いのではないのでしょうか。『わたしたちの皇室創刊号に「両陛下のお姿に涙くむ人も。東京から駆けつけたボランティアの女性には、『被災者のみなさんのこんな明るい笑顔は初めて見ました。私たちも勇気ができます。』とあります。

両陛下は常に私達を想い、国民の幸福を願ってくだわってくださるのです。(羽)

午後三時三十分には式典は第三部、日の丸行進へと移り京都御所へ向かって総勢六〇〇人の大パレード。道行く人も自動車の人も皆振り返り、この日が何であるかに気付かれた様子。「天皇陛下・皇后陛下

**共に参加し、共に感じた
強い信念と、使命感。**

午後三時からの第二部清興は崇光の山城ラブリーズの手話とコーラスをご披露戴きました。第一部と違ってかわり会場には和やかな時間が流れ、参加者全員時間を忘れて楽しみました。



子供から大人まで、手話をしながら声朗らかに

午後三時三十分には式典は第三部、日の丸行進へと移り京都御所へ向かって総勢六〇〇人の大パレード。道行く人も自動車の人も皆振り返り、この日が何であるかに気付かれた様子。「天皇陛下・皇后陛下

万歳「敬宮愛子内親王殿下御誕生おめでとうございます」の大合唱で京都御所に無事到着しました。当日は朝から非常に冷え込み午後からは雪がちらつく厳しい天候であったにも拘らず、最後まで大勢がご参加下さいました。

式辞や主張、決議文を拝聴しながら、二千六百有余年の長い歴史と多くの先人達に思いを馳せ、私の一生など歴史のほんの一瞬とは言え、日本に生まれた以上、強い信念と使命感を持ち、勤めを果たしたいと思えました。この思いは、参加した多くの方々と共に感じになったことであると確信致しております。先人の偉業に感謝を捧げ、日本の未来に幸多かれとお祈り申し上げ、報告終了と致します。

(中川 亮介)



国旗を先頭に京都御所まで日の丸行進



皇室の弥栄を祈念して、京都御所を仰いで国歌を斉唱



COLUMN

**外交に
不可欠なもの。**

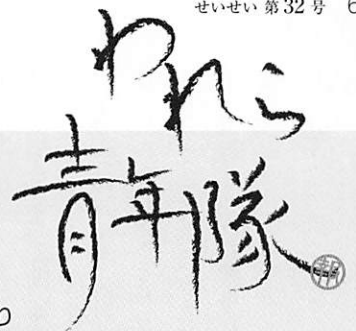
「子をもって知る親の恩」といいますが、自分よりも愛おしいものがあるなんて、親になるまで知りませんでした。我が子がすくすく育ってくれるように、幸福な人生を送ってくれるようにと願う気持ちは、郷土へ、そこに暮らす人々へ、ひいては国への思いとなります。子どものために少しでも良い環境を望むうち、その環境への願いは親しみとなり、感謝の念となり、やがて愛情へと昇華します。それが愛国心ではないでしょうか。

亡命を望んだ五人の北朝鮮の人たちを、日本の領事館内に進入してまで強制連行した中国に対しては術も術もなく見ていた役人たち。ペルーの時もそうでしたが、危機管理能力の低さには恐怖さえ覚えます。北方領土返還をいいながら、その施策を食い物にしてきた鈴木某氏。相変わらずの謝罪外交。

子を感じる気が国を思う気持ちへ、このあたりまえの感情が生まれにくい日本は、やはりまた戦争の後遺症を克服できずにいるのでしょうか。(樹)



「我が国が世界最大かつ、最古の君主国である」と熱弁をふるわれる高森先生



青年隊研修報告

平成14年3月18日～19日に行われた研修会より

神道政治連盟京都府本部青年隊
隊長 藤森 長正

REPORT

日本の伝統や文化にあった憲法を

第

二十七回神道政治連盟青年隊代表者研修会が三月十八・十九日の二日間、「憲法論議の問

題点と課題Ⅱ—第一章天皇条項を巡って」を主題に、国学院大学院友会館で開催され、講師に田尾憲男神道政治連盟首席政策委員と高森明勅国学院大学文学部講師を迎え、研修会が行われた。

田尾先生は現憲法の天皇条項には日本らしさが全くなく、国家としての尊厳や国家に対しての忠誠心や誇りがこのままでは消えてしまうのではないかと、そして天皇条項の具体的な問題として、諸外国は天皇を日本の国家元首と認め、日本を天皇を君主とする立憲君主国であると認めているにもかかわらず、現在の条文の内容では、天皇は象徴にすぎず国を代表する国家元首ではないし、伝統的意味での君主でもない。そして、主権は国民のものとなったので、将来、国民の総意が変れば、天皇の地位の変更も廃止することも可能な

状況におかれている事。また、皇室の財産はすべて国有化され一切無くなった事。そして、伝統的に公的国家的なものとしてきた皇室の祭祀は、国家、国民のためになされているにもかかわらず、天皇の「私的行為」とされている事、皇室典範がかつての憲法的地位から、単純多数でその改変が可能な下位の一法律の地位に下げられてしまったこと。それにより皇室の立場が非常に不安定になっていることなどを指摘された。田尾先生は、最後に、占領下、他国人が数日で作り上げた、日本の伝統や文化に合わない、違和感のある非現実的な現憲法を、戦後、維持し続けていることを、日本の第一の恥と考えなければならぬと締めくくられた。

高森先生は、まず我が国が世界最大かつ最古の君主国であると説明され、「来歴からさぐる天皇の御本質」と題して講義された。来歴については系図を用いて詳細に解説していただき、「神話から見える天皇像」ということで、神話に見られる天皇の性質について、天孫降臨以降が重要と述べられ、神武天皇が即位される迄に四



代を経て、「あらゆるものをしろしめす性質を備えるため」とし、その過程が武力によるものではなく融和と協調であったとも述べられた。また、皇位継承の問題についても触れられ、皇室護持のための方法を提言された。

そして、最後に坂本是丸国学院大学教授が二日間の講義を総括され、「我が国の歴史を捉え、憲法第一条にどのように日本らしさを盛り込めるか、考えてほしい」と述べられた。

二日間の研修会を受講し、自分自身感じた事は、神政連が第一に掲げる皇室の尊厳護持は、もちろんのこと、教育の正常化運動、靖國問題、自衛隊のこと、夫婦別姓などすべてが、このアメリカが、短期間で起草した、あいまいな現憲法を、頑なに守っていることに原因しているのではないだろうか。日本の歴史、日本人の文化、精神に合致する憲法改正を一日も早くする必要がある。五十年の年月を取りもどすには、それ以上の時間をかけなければならないのではないだろうか。

12月 師走 平成13年

- 12日(水) ・清政第31号発行
- 18日(火) ・中央本部四役会 田中央本部幹事長出席 < 於 神社本庁 >
- 23日(日) ・日本会議・京都天長節奉祝記念式典、記念講演会 < 於 八坂神社 >
- 25日(火) ・日本会議・京都運営委員会 田中央部長以下関係者出席 < 於 かんこ高瀬川二条苑 >
- 27日(木) ・中央本部へ時局講演会助成金交付申請

1月 睦月 平成14年

- 16日(水) ・中央本部会計監査 田中央本部幹事長出席 < 於 神社本庁 >
- 17日(木) ・京都府神社庁助成金交付式 文室財務委員長出席 < 於 京都府神社会館 >
- 23日(水) ・日本会議・京都運営委員会 田中央部長以下関係者出席 < 於 京都府神社会館 >
- 26日(土) ・創立30周年記念誌編集会議開催 < 於 京都府神社会館 >
- 28日(月) ・中央本部四役会及び監査会 田中央本部幹事長出席 < 於 神社本庁 >
- 29日(火) ・中央本部役員会及び財務委員会 田中央本部幹事長出席 < 於 神社本庁 >

2月 如月

- 11日(月) ・建国記念の日奉祝京都大会 < 於 京都産業会館シルクホール >
- 13日(水) ・お伊勢さん初参り 田中央部長以下関係者参加 ~14日(木)
- 15日(金) ・洛北支部総代会総会 吉田幹事長出席 < 於 玉屋加茂川店 >
- 27日(水) ・京都府神道青年会創立50周年記念式典 田中央部長出席 < 於 リーガロイヤルホテル京都 >

3月 弥生

- 1日(金) ・京都府知事候補山田啓二氏推薦書送付
- 6日(水) ・上支部総代会総会 林副本部長出席 < 於 飄亭 >
- 9日(土) ・ヤチマクキャラバン隊出発式 田中央部長以下関係者出席 < 於 京都府神社会館 >
- 11日(月) ・京都府本部三役会開催 田中央部長以下6名出席 < 於 京都府神社会館 >
- 15日(金) ・英霊にこたえる会運営委員会 中森事務局出席 < 於 京都社会福祉会館 >
- 16日(土) ・京都府本部役員会開催 田中央部長以下12名出席 < 於 京都府神社会館 >
- 18日(月) ・神政連青年隊代表者研修会 田中央本部幹事長、藤森隊長出席 < 於 国学院大学院友会館 >
- 20日(水) ・中央本部政策委員会 田中央本部幹事長出席 < 於 神社本庁 >

- 20日(水) ・京都の藝を語る女性の会例会 吉田幹事長以下34名出席 < 於 北野天満宮他 >
- 28日(木) ・日本会議・京都運営委員会 田中央部長以下関係者出席 < 於 京都府神社会館 >
- 29日(金) ・日本会議常任理事会 田中央部長出席 < 於 明治記念館 >

4月 卯月

- 1日(月) ・中央本部へ役員名簿等報告書提出
- 1日(月) ・中央本部へ憲法・教育研修会講師派遣依頼送付
- 4日(木) ・中央本部及び靖國神社幹部連絡会 田中央本部幹事長出席 < 於 山の茶屋 >
- 4日(木) ・有村治子参議院議員入浴、水明会各社参拝 随行堀川事務局長
- 11日(木) ・京都府関係国会議員に自民党法務部会出席方要請
- 11日(木) ・中央本部四役会及び表彰審査会 田中央本部幹事長出席 < 於 神社本庁 >
- 12日(金) ・中央本部役員会 田中央本部幹事長出席 < 於 神社本庁 >
- 16日(火) ・清政第32号編集会議開催 < 於 城南宮 >
- 19日(金) ・各支部長宛平成13年度被表彰者推薦方依頼発送
- 19日(金) ・中央本部第14回海外視察研修 田中央本部幹事長～30日(火) 参加 < 於 オーストラリア、ニュージーランド >

5月 皐月

- 3日(金) ・清政第32号編集会議開催 < 於 岩屋神社 >
- 18日(土) ・京都府本部綱紀委員会、財務委員会、役員会開催 < 於 平安神宮 >
- 25日(土) ・英霊にこたえる会総会 < 於 霊山歴史館 >
- 29日(水) ・憲法及び教育基本法改正に向けた研修会開催 田中央部長以下関係者出席 < 於 ガレリア亀岡 >

6月 水無月

- 6日(木) ・中央本部四役会、役員会、本部長会 田中央本部幹事長出席 < 於 神社本庁 >
- 7日(金) ・中央本部中央委員会 田中央部長以下中央委員出席 < 於 神社本庁 >
- 7日(金) ・中央本部事務局長会議 田中央本部幹事長・堀川事務局長出席 < 於 神社本庁 >
- 8日(土) ・京都府本部定例代議員会開催 田中央部長以下関係者出席 < 於 京都全日空ホテル >

神道政治連盟京都府本部事務局長 堀川 博史

中央本部活動方針



本年は、サンフランシスコ講和条約が発効し、我が国の主権が恢復して五十年の節目に当たります。国民精神復興運動を更に推し進めるべく策定された中央本部の平成十四年度事業計画の一部を紹介いたします。

一 皇族に対する敬語使用の啓発はじめる皇室の尊厳護持運動

二 我が国の歴史と文化・伝統を踏まえた改憲論議がなされるよう調査するなどの自主憲法制定運動

三 教育の源泉である家庭の重要性を啓発するなど教育の正常化と正しい歴史観を後世に伝える運動

四 靖國神社公式参拝・国家護持運動

五 政教関係訴訟対策

六 時局に応じて取り組む対策
 ・夫婦別姓(氏)制導入阻止
 ・永住外国人地方参政権付与法案制定阻止
 ・領土問題と安全保障問題への積極的対応

七 神社の護持・継承にむけての対策
 ・宗教法人制度と税制問題への対応
 ・稲作文化の伝統保持はじめ農業政策への対応
 ・伝統文化の保護と諸外国との交流促進

八 国旗掲揚・国歌斉唱の推進運動
 九 建国記念の日奉祝運動の推進

編集室だより

● 神道政治連盟—いかめしい名前の団体ですが、日本人が守り伝えてきた精神を大切に政治が行われるように呼びかける、国民運動を展開しています。

近隣諸国に対する弱腰の対応や、日本の良さを壊しかねない法案に、これで日本の行く末は大丈夫なのかと不安に思われたりすることが多いのではないのでしょうか。

日本らしさを守るべくPR活動をしたり、日本を大切に議員を応援したりしています。

● 新規ご入会受付中 ●

興味を持たれましたら、神道政治連盟京都府本部までご連絡ください。連絡先は2ページにあります。

● 新しくなった「清政」について、読者の皆さまからのご意見ご感想をお待ちしています。投稿の際はご連絡先ご氏名を明記の上、FAXか電子メールでお願いいたします。次号は12月初旬に発行の予定です。

宛先/神道政治連盟京都府本部
「清政」編集室
ファックス/075-863-6665
電子メール/
kyo-jin@mbox.kyoto-inet.or.jp



このロゴマークは、わたくしたちの会名である「神道政治連盟」の英訳の頭文字SAS (Shinto Association of Spiritual Leadership) と日本古来の装飾品である勾玉(マガタマ)をデザイン化したものです。

清政 第32号

発行日 平成14年6月8日(土)
発行所 神道政治連盟京都府本部
〒616-0022 京都市西京区
嵐山朝月町68-8
電話 075-863-6677

神政連ホームページ
<http://www.sinseiren.org>

編集協力 (株)ハルプロモーション



有村治子先生プロフィール

昭和45年9月21日石川県生まれ 出身地 滋賀県
平成6年 ICU国際基督教大学 教育学部卒業
平成9年 アメリカバーモント州SIT (The School for International Training)
大学院修士課程修了
日本マクドナルド(株) 入社
平成12年 桜美林大学講師
日本国際交流振興会講師
平成13年 参議院議員 比例区で自由民主党公認候補として初当選

有村治子先生 講演会報告

昨年の十二月十二日、京都府神社会館に於きまして国民精神昂揚運動合同研修会・神道政治連盟時局講演会が開催され、昨年七月の参議院選挙で神道政治連盟推薦の下、見事参議院議員に当選を果たされました有村治子女士に、「若い世代のナショナリストとして」の演題でご講演を賜りました。

有村先生は非常に若い世代の代表として議員を務めていらっしやる方で、恐らくどこへ行かれてもご自分より先輩の方々に敬意を払い何事も真摯に受け止め責務を果たそうとされている、そんな誠実な印象を受けました。前半こそ恐縮しながら自己紹介と神道政治連盟との御縁を説明されましたが、後半いよいよ本題の教育問題に触れるや否や、まさに「立て板に水」とばかりに熱弁を振るわれました。先生の経

歴に裏打ちされ明かされた日本の教育に関する危機的状況は、我々の予想を遥かに上回る程驚くべきものでした。

若者に限らず、戦後教育を受けた、今や人の親ともなろう世代が我が国を誇っていない、誇りを抱けるほど自国の歴史や文化を知らないというのが正しいでしょうか、戦後教育の弊害が現在あらゆる方面で影響しているように思われます。結局「母国・日本」というバックボーンが確立されていないために世界中の主義主張と渡り合っていない日本人の限界が、この国際社会に浮かび上がってきていると感じました。

有村先生は日本人の核となるものを形成していくような教育を為し、そしてそこから世界に発信していけるだけの力を養っていかねばならないと明言されました。外国語がどれだけ堪能

になっても、人間としての基盤や信念が無ければ説得力も影響力も無い、そういった意味で「真のナショナリスト」を目指すそう、と訴えかけられています。

その溢れんばかりの情熱に触れ、私たちは神道という日本の精神文化の核に携わる者として襟を正す思いでした。

有村先生が根幹とも言える場所で奮闘なさっているのなら、我々は全国に散らばる同胞たちと、まさしく大樹の豊かな枝葉の如く先端部分としてもつと成すべき事があるはずで、この限られた誌面で、有村先生の熱意をどれほど書き著すことが出来たかわかりませんが、講演終了時には賛同の意と自らの決意を込め、惜しめない拍手を送らせて頂きました。素晴らしいご講演をありがとうございました。

(白井奈津子)